

【研究ノート】

社会科教育における社会参加学習に関する一考察

A study of learning for social participation in the social studies

本多千明\*

HONDA, Chiaki\*

要旨

社会科の目標は、「公民的資質の育成」であるとされている。「小学校学習指導要領解説 社会編」2008（平成 20）年 8 月では、この「公民的資質」について、「日本人としての自覚をもって国際社会で主体的に生きるとともに、持続可能な社会の実現を目指すなど、よりよい社会の形成に参画する資質や能力の基礎をも含むものであると考えられる。」と説明している。社会科教育では、公共の精神に基づいて主体的に社会の形成に参画し、「よりよい社会の形成に参画する資質や能力」をどのように育成するのが良いのだろうか。

そこで、本研究では、地域社会の課題解決を目指した社会的活動に生徒を積極的に関与させ、生徒の市民性を発達させることをねらいとした教育方法である、アメリカで誕生したサービス・ラーニング（Service Learning）に注目する。アメリカでは、1990（平成 23）年に「国家及びコミュニティ・サービス法（National and Community Service Act）」が成立して以来、幼稚園・小学校・中学校・高校・大学で数多くのサービス・ラーニングの実践が行われている。「よりよい社会の形成に参画する資質や能力」を育成する方策を考えるために、市民性育成に関する取り組みや、日本におけるサービス・ラーニングの適用可能性と期待される効果について検討する。

1. はじめに

現代社会に生きる子どもたちには、国際社会における平和で民主的な国家・社会の形成者として、社会に主体的に参加し課題を解決する力の育成が求められている。

社会科の目標は、「公民的資質の育成」であるとされており、小学校社会科が最終的に目指していることは、「よりよい社会の形成に参画する資質や能力の基礎を培うこと」であり、教育活動を通して学校と地域社会が相互に連携し、「持続可能な社会」を構築することである。改正教育基本法及び学校教育法では、「主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。」といった一文が明記され、2008（平成 20）度版中学校学習指導要領では、地理的分野「身近な地域の調査」に、「地域の課題を見いだし、地域社会の形成に参画しその発展に努力しようとする態度を養う」という内容が付け加えられた。つまり、暗記中心ではなく、社会参画を通して、より良い社会を創る人材の育成が目指されている。

アメリカでは、「参加」型学習を取り入れ、地域社会の課題解決を目指した社会的活動に生徒を積極的に関与させ、生徒の市民性（シティズンシップ）を発達させることをねらいとした教育方法であるサービス・ラーニング（Service Learning）による取り組みが、注目されてい

る。この取り組みは、社会参加（social involvement）が市民性（Citizenship）のスキルを養成するものとして重視され、サービス・ラーニングと呼ばれる公共への奉仕活動を教科に組み入れたもの、そしてボランティア活動が盛んに行われている<sup>1</sup>。サービス・ラーニングの授業では、「サービス」という体験だけではなく、「ラーニング」という学びも大切にする。子どもは習得した学問的な知識を実際に活用することによって、初めて「生きて働く知識」を習得できるのである。

唐木清志（2008）は、サービス・ラーニングを「地域社会の課題解決を目指した社会的活動に子どもを積極的に関与させ、子どもの市民性（シティズンシップ）を発達させることをねらいとした一つの教育方法」と捉え、社会参加に関連した社会科授業を実践することが子どもに多くの教育的効果をもたらすと指摘する<sup>2</sup>。社会参加を通して、子どもが「地域社会を意識した市民（community-minded citizen）」へ成長し、「自分たちの生活する地域をもっと良くするために自分にできること」を考え、そのような意識を持った人間こそが地域社会を意識した市民と呼ばれる人間であるとし、日本型サービス・ラーニングの導入を提唱している<sup>3</sup>。そこで、本研究では、地域社会の課題解決を目指した社会的活動に生徒

\* 武庫川女子大学（Mukogawa Women's University）

を積極的に関与させ、生徒の市民性(シティズンシップ)を発達させることをねらいとした教育方法である、アメリカで誕生した「サービス・ラーニング」に注目し、地域社会で活動するボランティア活動に焦点をあて、「よりよい社会の形成に参画する資質や能力」を、どのように育成するのかについて考察する。

## 2. 日本における社会参加学習に関する動向

### (1) 学習指導要領における位置づけ

社会科の目標は、「公民的資質の育成」であるとされている。『小学校学習指導要領解説 社会編』(2008(平成20)年8月)では、この「公民的資質」について、次のように解説している。

表1 小学校学習指導要領解説の「公民的資質」について

「公民的資質とは、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者、すなわち市民・国民として行動する上で必要とされる資質を意味している。したがって、公民的資質は、平和で民主的な国家・社会の形成者としての自覚をもち、自他の人格を互いに尊重し合うこと、社会的義務や責任を果たそうとすること、社会生活の様々な場面で多面的に考えたり、公正に判断したりすることなどの態度や能力であると考えられる。こうした公民的資質は、日本人としての自覚をもって国際社会で主体的に生きるとともに、持続可能な社会の実現を目指すなど、よりよい社会の形成に参画する資質や能力の基礎をも含むものであると考えられる。

出典：『小学校学習指導要領解説 社会編』<sup>4</sup>  
(2008(平成20)年8月)

このように、『小学校学習指導要領解説 社会編』(2008(平成20)年8月)では、「公民的資質」について、「日本人としての自覚をもって国際社会で主体的に生きるとともに、持続可能な社会の実現を目指すなど、よりよい社会の形成に参画する資質や能力の基礎をも含むものであると考えられる。」と解説している。

「社会参画」という言葉が学習指導要領で用いられたのは、2006(平成18)年12月22日に公布・施行された改正教育法の第2条(教育の目標)において、「主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」と明記されたことに端を発する。これまでも、社会参加については社会科で実践されていた。戦後発足した社会科は、生活経験主義の原理に立つ問題解決学習を基調とし、民主的社会的樹立を目指すよき社会人を育てようとし、そこには社会参加の契機が暗黙のうちに潜んでいたが、この路線はその後の教育行政や状況の変化によって衰退した。

90年代から社会参加の呼称の下に授業実践の場でボランティア学習などのかたちで行われ始めたのは、一つは大人社会の「参加」気運の高まりがあり、また一つには教育課程改定で体験的学習の重視や「総合的な学習の時間」の設置があり、さらに学びの場を地域や社会に開いていこうという「開かれた学校」論の広がりとも呼応していると、堀井は指摘する<sup>5</sup>。

社会科教育は、暗記科目であると揶揄されているが<sup>6</sup>、知識の詰め込みだけではなく、「よりよい社会の形成に参画する資質や能力」を育成するには、どのような教育実践を行うと良いのだろうか。社会参加学習について、市民的資質育成に関して学校教育に対する期待が高まっている以上、何らかのかたちで社会参加を取り入れていく必要はあるだろう。その際、社会生活の中での学習とは異なる学校教育での学習の特色や役割を踏まえたアプローチが必要であると、桑原は指摘する<sup>7</sup>。

中央教育審議会「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～」(2012(平成24)年8月28日答申)では、「生涯にわたって学び続ける力、主体的に考える力を持った人材は、学生からみて受動的な教育の場では育成することができない。従来のような知識の伝達・注入を中心とした授業から、教員と学生が意思疎通を図りつつ、一緒になって切磋琢磨し、相互に刺激を与えながら知的に成長する場を創り、学生が主体的に問題を発見し解を見いだしていく能動的学修(アクティブ・ラーニング)への転換が必要である。」と述べており、学士課程教育の質的転換を促す具体的な教育の在り方の一つに、インターンシップやサービス・ラーニングについて言及している<sup>8</sup>。

### (2) 社会参加学習を取り入れた実践

日本では、これまでも、社会科や総合学習などで子どもの社会参加を目指した実践は行われており<sup>9</sup>、社会問題解決型学習などに注目して、数多くの優れた実践報告がまとめられている<sup>10</sup>。

そして、東京都品川区立小学校の「市民科」設置をはじめ、試行的なシティズンシップ教育の実践が開始されており、京都府八幡市立小中学校やお茶の水女子大学附属小学校などでは科目横断的・全校的な取り組みが開始されている。京都府八幡市における小・中学校の取り組みが注目されている理由は、日本の一自治体の全ての公立学校でシティズンシップ教育を取り入れて実践を行ったことである<sup>11</sup>。

京都府八幡市は、京都市と大阪市のほぼ中間に位置し、交通の便の良さから両市のベッドタウンとなっている。人口は、約7.5万人で、小学校は9校、中学校は4校ある。八幡市は、文部科学省の研究開発の指定を受け、2008

年度から3年間、全市すべての学校でシティズンシップ教育研究に取り組んだ。八幡市のシティズンシップ教育の特徴として、豊かな市民力の育成としなやかな身体力の育成をセットにしていることが挙げられる。そして、生徒会・運動会・校外学習等の全校規模での学校行事に関するものが多く組み込まれており、学校全体のアプローチになっている。具体的な取り組みとして、八幡市では、「総合基礎科」という新設教科を設定し一日20分(10分×2)のモジュールとして時間割に位置付け、様々な学びの基盤技術である「読み・書き・計算」を取り入れたモジュール学習を毎日実施することで、脳機能を活性化し、学習に対する集中力の向上を図っている。また、「豊かな市民力」「しなやかな身体力」の育成を目指し、年間10時間の新設教科「やわた市民の時間」を中核とし、シティズンシップの視点で各教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間を見直し、横断的に関連させ、市民意識の育成に取り組んでいる。

さらに、八幡市では、『八幡市シティズンシップ教育〈10のビジョン〉』を策定し、すべての人にとって暮らしやすい環境を整えるために、豊かな市民力、確かな学力、健やかな身体力の育成を目指している。「意識」の観点では、①他者を思いやろうとする子ども、②自分を大切にしようとする子ども、③自分の言動に対して責任をとろうとする子ども、「知識」の観点では、④社会の規範、ルール・マナーを理解している子ども、⑤民主主義に必要な権利や義務を理解している子ども、⑥経済や金融の意味や意義とキャリアデザインについて理解している子ども、⑦ユニバーサルデザインについて理解している子ども、「スキル」の観点では、⑧他人とコミュニケーションができる子ども、⑨必要な情報を収集し、判断・分析できる子ども、⑩社会を正しく見ようとする力を身に付けた子どもの育成を目指している。京都府八幡市は、シティズンシップ教育を行うために、小学校と中学校が連携して、教育委員会が中心となって取りまとめ、様々な機関と連携した取組みを行った。公共の精神に基づいて主体的に社会の形成に参画し、「よりよい社会の形成に参画する資質や能力」する市民を育成するためには、どのような社会参加学習が望ましいのだろうか。詳細な事例調査については、今後実施したい。

### 3. サービス・ラーニングについて

#### (1) アメリカにおけるサービス・ラーニング

1916年にアメリカで成立した社会科は、社会の本質を理解し、社会生活に積極的に参加する良き市民(good citizen)を育てる教科として、市民性の育成を学校教育の中心的目標の1つとして掲げて設置された科目である。

アメリカでは、地域社会の課題解決を目指した社会的活動に生徒を積極的に関与させ、生徒の市民性を発達さ

せることをねらいとした教育方法であるサービス・ラーニング(Service Learning)の取り組みが注目されている<sup>12</sup>。1990年に「国家及びコミュニティ・サービス法(National and Community Service Act)」が成立して以来、全国各地の幼稚園・小学校・高校・大学で、さまざまなサービス・ラーニングの実践が行われている。サービス・ラーニングとは、体験学習や問題解決学習と同様に、一つの教育方法であり、社会科や総合的な学習のような教科や領域を指すものではない。従って、サービス・ラーニングは、すべての教科・領域に導入することが可能であると考えられている。そして、サービス・ラーニングは、地域社会のニーズに基づき、学校の教科カリキュラム(教科学習)に関連したサービス活動を通して社会貢献することで学びの深化を図る学習形態であり、事前準備・活動・振り返りなどの経過を踏んだ計画的・組織的・継続的な教育方法である。この方法は、アメリカにおいては1990年代以降その学習効果を反映して普及率が急激に向上しており、社会参加学習を目指す日本の学校教育における構造的な課題克服にも示唆を得ることができる。

例えば、唐木(2010)は、教科におけるサービス・ラーニングの実践として、ACT(Active Citizenship Today)<sup>13</sup>を取り上げ、ACTが、「学校に基づく(school-based)」プログラムであり、「公共政策(public policy)」の観点を重視していることが特徴であると指摘し<sup>14</sup>、ATCが公共政策を重視する背景として、①生徒の目を公共政策へ向けさせ、生徒がそれを分析・評価する過程を大切にす、②公共政策に関わる能力(「政策分析能力」や「政策立案能力」など)が市民の有すべき中核的な能力であると指摘する<sup>15</sup>。

実際に、ACTでは、公共政策の分析・評価に関する様々な技能を生徒に提示し、その技能を道具として活用しながら、コミュニティの現実的な問題の解決に向けて、生徒が公共政策について評価・立案・実行していることを期待しており、このような公共政策に関わる学習こそが、ACTの最大のオリジナリティである。サービス・ラーニングを学校教育に導入する効果として、①子どもは社会変革をする「子ども市民」へと成長を遂げる、②社会問題解決型の学習を成立させることができる、③学習それ自体は人との関係性の中でこそ成立するという学習観に立ち、学校や教室で展開される学習活動を、社会や文化の中にある異年齢や異業種との交流や実践共同体の学習へと「橋渡し」すること、を挙げている。

サービス・ラーニングとして実施される子どもの学習活動は様々である。例えば、ファートマン(Carl I.Fertman)らは、「直接的サービス」、「間接的サービス」、「市民行動」の3つに分類した<sup>16</sup>。「直接的サービス」とは、支援を必要としている人々と子どもが直接的に接触することを意味する。「間接的サービス」とは、直接的に支援を必要と

している人々と接触するのではなく、間接的にそのような人々と接触することを意味する。例えば、募金や、孤児院の子どもたちのために使われなくなったおもちゃを集める活動や、被災者のために衣服や食料を集めるといった活動がある。最後の「市民行動」とは、民主的な政治プロセスに子どもが直接的に関与することを意味し、問題の深刻さを一般市民に知ってもらう活動と、問題の解決を直接的に行政に訴える活動に分けられている。

アメリカでサービス・ラーニングをリードしていた研究者・実践家が組織した任意団体である ASLER (Alliance for Service-Learning in Education Reform) は、1993年に、「学校に基づくサービス・ラーニングの基準 (Standards of Quality for School-Based Service-Learning)」を発表した。ASLER は、サービス・ラーニングを、「地域社会における現実的な課題を解決するために、生徒が新しく獲得した学問的な技能や知識を活用できるような場面を保障する一つの教育方法」と定義した。その上で、サービス・ラーニングを通して保障される生徒の社会的活動は、次の7つの条件を満たすものでなければならないと主張する。①現実的な地域社会の課題解決を目指したものであること。②学校と地域社会が協力して組織されたものであること。③生徒それぞれの学問的なカリキュラムに統合されたものであること。④実際のサービス活動の間にしたこと・聞いたことを、考えたり、話したり、書いたりする活動を通して、しっかりと振り返ることのできる時間を保障したものであること。⑤新しく獲得した学問的な技能や知識を、地域社会の現実場面において、実際に活用できる機会を保障したものであること。⑥学習の場を教室から地域社会へと拡大することによって、学校で教えられたことを一層高めるものであること。⑦他者へのケアの感覚と市民的責任の感覚の育成を支援するものであること。このように、アメリカでは、サービス・ラーニングについてはいくつかの団体による提言や活動が行われており、地域社会の課題解決を目指した社会的活動に生徒を積極的に関与させ、子どもが老人福祉施設を訪問し高齢者と会話を交わすことや、貧困者の給食施設で彼らのために働くといった活動は、各地で実践されているのである。

(2) ロジャー・ハートによる「参画のはしご」

ロジャー・ハート (Roger A. Hart) は、1977年に、著書『子どもの参画 (Children's Participation)』において、子どもの参加に関するさまざまな理論と原則を解説し、コミュニティづくりや環境に関わるプロジェクトに如何に子どもが参画するかについて、具体的な事例をもとにその原理と方法を提案した<sup>17)</sup>。

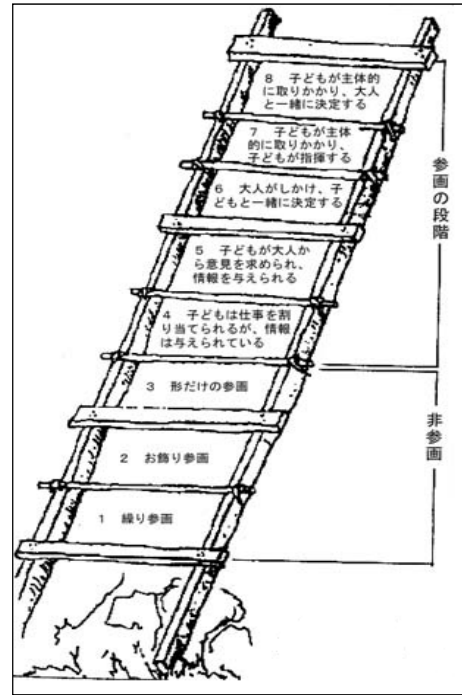


図1 子どもたちの「参画のはしご」

図1は、子どもの参画を大人がどのように援助するかを考える際に目安となるものである。子どもの参画には、参画と呼べるものと呼べないものがあるとして、8つの段階に分類している。1から8に進むにつれ、子どもが主体的に関わる程度が大きくなっている。子どもの参画について、具体的に子どもと大人がどのような状況であるのかについて、下記の表2にまとめる。

表2 ロジャー・ハートによる「参画のはしご」について

	参画の段階	子どもと大人の状況
非参画	1. 繰り参画	・はしごの最下段の例として、大人が意識的に自分の言いたいことを子どもの声で言わせる。
	2. お飾り参画	・子どもたちが、行事を組織することに少しも関わっておらず、主張をほとんど理解していない。
	3. 形だけの参画	・子どもたちを参画させる非常にありふれた形式であり、子どもたちは自分の意見を組み立てる時間が全くない。
参画	4. 子どもは仕事を割り当てられるが、情報は与えられている	・自発的な参画の最初の段階として効果的に使うことができるが、ごみを子どもが集めるといった大規模なキャンペーンだけでは、ほとんど成功しない。

参画	5.子どもが大人から意見を求められ、情報を与えられている	・子どもたちがプロセスを理解し、意見を求められ、その意見が真面目に扱われるなら、子どもの参画プロジェクトと言える。
	6.大人がしかけ、子どもと一緒に決定する	・大人と子どもと一緒にプロジェクトを達成するためには、子どもたちはある程度は全プロセスに参画する必要がある。
	7.子どもが主体的に取りかかり、子どもが指揮する	・子どもが進んで取り組む能力に気づいて、支配はしないようにするためには、特に注意深い大人を必要とする。
	8.子どもが主体的に取りかかり、大人と一緒に決定する	・子どもの言うことをよく聴き、よく観察することができ、大人と一緒に決定する大人が必要である。

ロジャー・ハート『子どもの参画』(pp. 41-46 より) 要約。

子どもの「非参画」の段階ではなく、子どもの参画を「参画」の段階に高めるには、どのようにすれば良いのだろうか。子どもたちの能力を目覚めさせるファシリテーターとして、大人が子どもにきっかけを与えること、そして、子どもを子ども扱いしないようにすることである。生徒の市民性を発達させることをねらいとした教育方法であるサービス・ラーニングは、闇雲に体験学習だけを実施すれば、子どもがどのような知識を習得したのかがわからず、単に体験だけに終わってしまう可能性がある。しかし、子どもの社会参加活動を実施するに際し、ロジャー・ハートによる「参画のはしご」は、どのように大人が子どもを援助するのかを考える目安となるものであるため、子どもが「非参加」にならないようにも示唆を得ることができる。

### (3) 日本におけるサービス・ラーニング

サービス・ラーニングは、近年、日本の大学教育においても注目され、実践され始めている。

サービス・ラーニングを教育に導入する意義として山田(2008)は、「具体的には、自分の役割や責任の経験を通して必要とされる知識(リテラシー)や技能(スキル)を習得し、活動中においてはサービス活動の対象者や共に活動する仲間との人間関係を体験し、自己の活動に関する振り返りの経験による批判的思考力をはじめとする広義の学力の向上が期待できる。活動を通して地域社会の現状を知ることから、社会認識の醸成を促し、自尊感情の獲得も期待される。サービス・ラーニングは、学校教育の成果を地域社会の現実の場で発展させる学習として、また、机上では得られない生徒の内面までも刺激す

ることが大いに期待される活動である。」と指摘する<sup>18</sup>。

このように、サービス・ラーニングは、教科における実践としても注目されているが、教師教育の視点から、門脇(2008)は、サービス・ラーニングを次のように注目している。すなわち、教師として備えてほしいと期待する能力として、①社会力、②省察能力、③研究能力、④時代の先見性を読む能力の4つを掲げて、社会力と時代の先を読む能力を育てる教育の必要性について、「社会の動向や変化を的確に理解できる力、他者をよく理解し、他者と良い関係が作れ、他者とうまくコミュニケーションできる力、あるいは“地域に貢献できる教師”を育てる教育と言うこともできる。こうした能力を育てるためには、学校の外に出て、地域の住民ないし一般市民と一緒に様々な活動に参画するのが最も効果的である。そういう意味で、このような教育は、いま、欧米の大学で広がりつつあるサービス・ラーニングの教師教育版と言うこともできる。このような教育を具体化し実行していくことも教師教育の重要な課題であろう」と、指摘する<sup>19</sup>。

サービス・ラーニングには様々な活動形態、内容があり、その特徴を一言で言い表すことは難しいが、ボランティア活動などのコミュニティ・サービス(地域社会に貢献する活動)と関連した体験を通じて学習を進めていくものである。そこで、社会参加学習におけるボランティア活動の意義について考察する。

### (4) 社会参加学習におけるボランティア活動の意義

学校教育では、1997(平成16)年の11月に発表された教育課程審議会の答申「教育課程の基準の改善の基本方向について(中間まとめ)」は、次のように「ボランティア活動」の促進を求めている。「体験的・実践的な指導を充実する上で重要な機能を果たす特別活動については、特にボランティア活動を一層促すことを期待したい。ボランティア活動は、地域社会の一員であることを自覚し、互いが支え合う社会の仕組みを考える上で意義のあることであると同時に、単に社会に貢献するというだけでなく、自分自身を高めるためにも必要なことであり、大切なことであるという意味で、大きな教育的意義がある」と考える。<sup>20</sup>

1998年には「特定非営利活動促進法」(通称NPO法)が制定された。この法律の第1条は、「この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。」と規定している。

2011年3月11日に起こった東日本大震災は、様々な場面で私たちの生き方や考え方に影響を及ぼした。阪神

淡路大震災が起こった1995年1月15日は、「ボランティア元年」と呼ばれている。ボランティア活動は、海外では市民に一般的に普及していたが、日本ではこの阪神淡路大震災で普及した。阪神淡路大震災や東日本大震災を経た今、日本では、ボランティア体験をきっかけとした公共的市民が誕生しつつある。阪神淡路大震災が起こる以前は、市民によるボランティア活動はほとんど皆無であったが、東日本大震災や、様々な災害現場においても、数多くのボランティア活動が目覚ましい。

先にも述べたが、2012（平成24）年8月28日に中央教育審議会の「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～」の答申においても、地域社会や企業等には、大学と連携しつつ、次のような取組が期待されている。

「学士課程教育はキャンパスの中だけで完結するものではなく、サービス・ラーニング、インターンシップ、社会体験活動や留学経験等は、学生の学修への動機付けを強め、成熟社会における社会的自立や職業生活に必要な能力の育成に大きな効果を持つ。（中略）したがって、地域社会や企業等と大学は、プログラムとしての学士課程教育の質的向上のための、地域・企業参画型の新たな連携・協力に取り組むことが重要である。」<sup>21</sup>

本稿では、アメリカで誕生した「サービス・ラーニング」に注目し、地域社会で活動するボランティア活動に

焦点をあて、「よりよい社会の形成に参画する資質や能力」の育成について、社会参加学習を取り入れた実践や、ロジャー・ハートによる「参画のはしご」を取り上げて、考察を行った。

これからの学校教育では、教師自身の実践力を高めるためにも、教員養成の段階や、研修などで、教師がファシリテーターとして活動できるような実践的な能力を育成することが求められており、ボランティア体験を含む様々な学校外活動が、学校内の学びと相乗効果を得ることができるよう教育活動を行うことが必要になると考える。

現代の社会では、グローバル化の進展や、価値やアイデンティティの多様化による多文化主義の台頭などにより、シティズンシップを単一のアイデンティティに基づく国民国家への帰属として捉える枠組みが揺らぎつつある。シティズンシップ教育が注目される背景には、社会の構成員としての市民がどのような権利と義務を行使し資質と能力を持つのかということが、その社会の在り方と市民の生活を規定するからである。

今後の課題としては、現在取り組んでいる、地域と大学との協同による環境教育を中心とした取り組みなどを、アメリカのサービス・ラーニングを参考にして、実践事例としてまとめていくことが挙げられる。

－注－

- 1 アメリカにおけるサービスラーニングについては、National Service-Learning Clearinghouse が提供する、下記の URL を参照されたい。  
<http://www.servicelearning.org/what-is-service-learning> (2013年10月25日参照。)
- 2 唐木清志『子どもの社会参加と社会科教育－日本型サービス・ラーニングの構想』東洋館出版社、2008、pp. 51-53.
- 3 同上書、pp. 153-166.
- 4 文部科学省『小学校学習指導要領解説 社会編』東洋館出版社、2008、p. 12.
- 5 堀井登志喜「社会参加と公民教育」『社会科教育辞典』ぎょうせい、2000、pp. 208-209.
- 6 ペーパーテストによってつくられた「暗記科目」という社会科のイメージ（教科観）は子どもたちの間だけでなく世の中にも形成されているが、社会科の教科としての特質は「内容教科」であって決して「暗記科目」ではないと、北は指摘している。北俊夫『なぜ子どもたちに社会科を学ばせるのか』文溪堂、2012年、pp. 30-39.
- 7 桑原敏典「社会参加と公民教育」『新版 社会科教育辞典』ぎょうせい、2012、pp. 210-211.
- 8 中央教育審議会「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～」(2012年8月28日答申。)  
[http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2012/10/04/1325048\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2012/10/04/1325048_1.pdf) (2013年10月25日参照。)
- 9 木下勇「地域における社会科学習と子どもの『参画』」『社会科教育研究 別冊』2002、pp. 3-15.
- 10 このような学習方法に注目した研究として、次のものが挙げられる。今谷順重『中学校社会科新しい問題解決学習の業展開課題学習と選択社会科「社会」への実践的試み』(ぎょうせい、1990)、大津和子『グローバルな総合学習の教材開発』(明治図書、1997)など。
- 11 京都府八幡市立小中学校の取り組みについては注目されており、水山は、他の事例をも取り上げて多角的に考察している。水山光春「日本におけるシティズンシップ教育実践の動向と課題」『京都教育大学教育実践研究紀要』10、2010、pp. 23-33.
- 12 アメリカでのサービス・ラーニングについては、中野真志「アメリカ合衆国におけるサービス・ラーニン

- グの動向—その意義と目的, 実践の構造と展開—」『大阪教育大学社会科教育研究』6, 2008, pp. 1-10. 唐木清志「社会科にサービス・ラーニングを導入する意義—”CiviConnections”における認識と実践の統合を手がかりとして—」『社会科研究』70, 2009, pp. 30-40. など, 数多くの論文や著書で紹介されており, 注目されている学習形態の1つである。
- 13 ACTとは, Constitutional Rights FoundationとClose Up Foundationの共同プロジェクトにより開発された”Active Citizenship Today”というサービス・ラーニングであり高等学校と中学校を対象とした『フィールドワーク』と『ハンドブック』より構成され「知的で責任ある参加する市民」の育成を目指したプログラムである。
- 14 唐木清志『アメリカ公民教育におけるサービス・ラーニング』東信堂, 2010, p. 281.
- 15 同上書, pp. 282-283.
- 16 Fertman, Carl I., George P. White and Louis J. White. *Service Learning in the Middle School: Building a Culture of Service*. Columbus, OH: National Middle School Association, 1996, pp. 30-31.
- 17 ロジャー・ハート (IPA 日本支部訳) 『子どもの参画—コミュニティづくりと身近な環境ケアへの参画のための理論と実際—』萌文社, 2000, pp. 41-46.
- 18 山田明『サービス・ラーニング研究—高校生の自己形成に資する教育プログラムの導入と基盤整備』学術出版会, 2008, pp. 15-16.
- 19 門脇厚司「改正教育基本法下での教師と教師教育の課題」『日本の教師教育改革』学事出版, 2008, p. 262.
- 20 教育審議会答申「教育課程の基準の改善の基本方向について (中間まとめ) より。  
[http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/286794/www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/12/kyouiku/toushin/971107.htm](http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/286794/www.mext.go.jp/b_menu/shingi/12/kyouiku/toushin/971107.htm)  
(2013年12月14日参照。)
- 21 中央教育審議会「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け, 主体的に考える力を育成する大学へ～」(2012年8月28日答申。)  
[http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2012/10/04/1325048\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2012/10/04/1325048_1.pdf)  
(2013年10月25日参照。)